

○厚木市地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するために必要な基準を定める条例

平成26年12月19日

条例第21号

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の46第5項の規定に基づき、地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するために必要な基準を定めるものとする。

(地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するために必要な基準)

第2条 法第115条の46第5項に規定する条例で定める基準は、介護保険法施行規則（平成11年厚生労働省令第36号。以下「省令」という。）第140条の66に定める基準をもって、その基準とする。

2 前項の規定にかかわらず、省令第140条の66第1号イの規定の適用については、同号イ中「6,000人未満ごと」とあるのは「10,000人未満の当該センター」と、「次」とあるのは「次の表」と、「

(1) 保健師その他これに準ずる者 1人

(2) 社会福祉士その他これに準ずる者 1人

(3) 主任介護支援専門員（介護支援専門員であって、第140条の68第1項第1号に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者（当該研修を修了した日（以下この(3)において「修了日」という。）から起算して5年を経過した者）にあつては、修了日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日までの間に、同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了している者に限る。）をいう。）その他これに準ずる者 1人

」とあるのは「

担当する区域における第1号被保険者数	人員配置基準
おおむね3,000人以上 6,000人未満	(1) 保健師その他これに準ずる者 1人 (2) 社会福祉士その他これに準ずる者 1人 (3) 主任介護支援専門員（介護支援専門員であって、第140条の68第1項第1号に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者（当該研修を修了した日（以下この(3)において「修了

	日」という。) から起算して5年を経過した者にあつては、修了日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日までの間に、同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了している者に限る。) をいう。以下同じ。) その他これに準ずる者 1人
おおむね6,000人以上 8,000人未満	(1) 保健師その他これに準ずる者 1人 (2) 社会福祉士その他これに準ずる者 1人 (3) 主任介護支援専門員その他これに準ずる者 1人 (4) (1)から(3)までに掲げる者のうちから1人
おおむね8,000人以上 10,000人未満	(1) 保健師その他これに準ずる者 1人 (2) 社会福祉士その他これに準ずる者 1人 (3) 主任介護支援専門員その他これに準ずる者 1人 (4) (1)から(3)までに掲げる者のうちから2人

」とする。

(平28条例31・平29条例14・一部改正)

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年条例第31号)

この条例は、公布の日から施行する。

(平29条例14・旧第1項・一部改正)

附 則 (平成29年条例第14号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 平成26年度までに主任介護支援専門員研修を修了した者(以下「平成26年度以前修了者」という。)については、平成31年3月31日(平成24年度から平成26年度までに主任介護支援専門員研修を修了した者にあつては、令和2年3月31日)までの間は、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の66第1号イに規定する日までの間に主任介護支援専門員更新研修を修了しているものとみなす。

(平30条例19・平31条例11・一部改正)

3 前項の規定により介護保険法施行規則第140条の66第1号イに規定する日までの間に

最初の主任介護支援専門員更新研修（同号イの規定により、同号イに規定する修了日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日までの間に受ける主任介護支援専門員更新研修のうち最初のものをいう。以下同じ。）を修了したものとみなされた者に係る最初の主任介護支援専門員更新研修以外の主任介護支援専門員更新研修については、同号イに規定する修了日は、最初の主任介護支援専門員更新研修を修了した日とする。

（平30条例19・一部改正）

- 4 前項の規定は、平成26年度以前修了者が、最初の主任介護支援専門員更新研修を修了した日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日までの間に主任介護支援専門員更新研修を修了しないことにより、同号イに規定する主任介護支援専門員に該当しないこととなった場合には適用しない。
- 5 前3項の規定にかかわらず、平成26年度以前修了者がこの条例の施行の日前に主任介護支援専門員更新研修を修了している場合は、なお従前の例による。

（厚木市地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するために必要な基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正）

- 6 厚木市地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するために必要な基準を定める条例の一部を改正する条例（平成28年厚木市条例第31号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成30年条例第19号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年条例第11号）

この条例は、元号を改める政令（平成31年政令第143号）の施行の日から施行する。